

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無 項番 411 (1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険加入の有無 項番 421 (1.有、2.無、3.適用除外)

厚生年金保険加入の有無 項番 431 (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 項番 441 (1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 項番 451 (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 項番 461 (1.有、2.無)

若年技術職員の継続的な育成及び確保 項番 472 (1.該当、2.非該当)

新規若年技術職員の育成及び確保 項番 481 (1.該当、2.非該当)

CPD単位取得数 項番 49 (単位) 81 (人)

技能レベル向上者数 項番 50 (人) 2 (人) 技能者数 6 (人) 控除対象者数 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 項番 511 (1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当)

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 項番 521 (1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定)

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 項番 531 (1.ユースエール認定、2.非該当)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 項番 541 (1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共」に該当、3.非該当)

若年技術職員の割合が15%以上の場合に該当となる。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
7(人)	1(人)	14.2(%)

新規若年技術職員の割合が1%以上の場合に該当となる。

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1(人)	14.2(%)

「技術職員名簿」と「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した技術者の合計数となる。

式第5号の「レベル向上の有無」欄に○を入れた者の数となる。

式第5号に記載した技能者の人数となる。

認定証または厚生労働省の公表資料等による確認ができない場合については、各認定を審査基準日以前に取得しており、審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされたことを証する書類の提出があった場合を除き非該当となる。

審査対象年度に契約し、直接請け負った工事が対象。下請工事は対象外。該当する場合式第6号を添付。

建設業の営業継続の状況

営業年数 項番 55 (年) 64 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 項番 562 (1.有、2.無)

初めて許可を受けた年月日より、今回の審査基準日までの期間を計算した年数を記載します。(1年に満たない月は切り捨て。)

初めて許可を受けた年月日記入。会社を設立(創業)してから期間ではありません。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 項番 572 (1.有、2.無)

防災協定の締結相手は、国・地方公共団体・特殊法人等に限り、それを証する書類は、毎年度受審の際、添付すること。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 項番 582 (1.有、2.無)

指示処分の有無 項番 592 (1.有、2.無)

審査基準日以前1年間に営業停止等行政処分を受けた場合は「1」を記入、それ以外は「2」を記入すること。資格停止は該当しない。

建設業の経理の状況

監査の受審状況 項番 603 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)

公認会計士等の数 項番 61 (人) 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 項番 62 (人) 1 (人)

審査基準日時点において、以下の区分により記入すること。
 「1」…会計監査人を設置している場合
 「2」…会計参与を設置し、会計参与報告書を提出している場合(会計参与を設置していることを確認するため、登記簿(写)を添付)。
 「3」…自社の常勤職員で、公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格者(※)項番61に記入した者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合。
 「4」…上記以外。
 ※合格後5年を経過した者は登録経理講習を受講していること。

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 項番 63 (千円) 3 (千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は「0」を記入。

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 項番 64 (台) 5 (台)

加点要件を満たす自社保有のショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械の台数の合計を記入。別添「機械設備等調書」の数と一致させること。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 項番 651 (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無 項番 661 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 項番 671 (1.有、2.無)

登録範囲に建設業が含まれていることが必要。また、登録範囲が一部の支店等に限定されている場合は対象外。

様式第二十五号の十四別紙三

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場

- 合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 **5** **4**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5** **5**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 **5** **6**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6** **4**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

記載
機械設備等調査書(経営規模等評価申請用)

管理番号	建設機械の種類名	メーカー名	型式	能力自重・容量	製造・車体番号	取得年月日はリース期間	使用者名	特定自主検査等		備考	
								検査業者又は事業者	直近の検査年月日		
1	シヨベル系掘削機 (バックホウ)	〇〇鉄工所	〇〇NX		ABC000-000	H18.6	(株)鳥取組	(株)鳥取組	R6.12.15	〇	
2	ブルドーザー	〇△重工業	CAT〇〇〇	3.5t	9876	R2.1.1 ～R6.12.31	(株)鳥取組	〇〇リース	R6.10.20	〇	リース ～R9.12.31 自動更新あり
3	トラクタショベル	◇〇△	SK04-〇	0.5m ³	鳥取00 け88-24	R6.10.1 ～R7.9.30	(株)鳥取組	〇〇リース	新車	-	リース ～R9.12.31 自動更新あり
4	ダンプ車	△△△	XXX-AABB	R7.12.28	鳥取00 け88-25	R5.3.1	(株)鳥取組	〇〇リース			リース ～R9.12.31 自動更新なし
5	移動式クレーン	□□□	YY-0000	吊上荷重4t R7.10.31	9876543	H24.10.1	(株)鳥取組	◎◎◎	R6.3.30	〇	リースの場合、 期間終期、自動 更新の有無を記 載すること
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

注意事項3のいずれかの機械名を記入。
ショベル系掘削機の場合は括弧書きでアタッチメントを記載。

機械固有の番号を記載。(登録番号でも可)

売買・リース契約書や注文書等、所有・使用がわかるものを必ず持参すること。

審査基準日を含む事業年度中の特定自主検査の検査年月日を記載。(特定自主検査記録表で確認)
※例はR5.3.31基準日の場合

特定自主検査を受けているもののみ加算する。必ず「〇」になるはず。(確認の意味で設けている項目)
新車の場合、新車と確認できる資料(新車は特定自主検査記録表は不要)

注意事項もよく確認してください(特に1)。

注意事項

- リース契約により使用する機械(使用期間が審査基準日から1年7ヶ月以上あるものに限る。)の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載すること。
- 審査基準日時時点で自ら保有し、又はリース契約により使用している機械等について記載すること。(自社のみができる機械を記載すること。)
- ショベル系掘削機、ブルドーザー(自重3トン以上)、トラクタショベル(バケット容量0.4立米以上)、移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上)、ダンプ車(自動車検査証に形状に「ダンプ」等の記載のあるもので、備考に「積載物は土砂以外のものとす」と等の記載が無いこと)、移動式クレーン(自重5トン以上)、締固め用機械(自走可能なもの)、解体用機械(ベースマシジンごと)、高所作業車(作業床高さ2メートル以上)、のいずれかを記入

機械設備等調書について

●対象機械一覧

名称	範囲	根拠法令
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	建設機械 抵当法
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー (自走能力がある特定自主検査対象機械)	労働安全衛生法施行令
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の場合、重複しての記載はできません。	労働安全衛生法施行令
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの	労働安全衛生法施行令
ダンプ車	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のもとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象としない。 自動車検査有効期限のあるもの。	道路運送車両法
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン (つり上げ荷重3トン未満は対象外) 自動車検査有効期限のあるもの。	労働安全衛生法施行令

●確認書類

ア 所有を確認できる書類(以下のいずれか)

- ① 売買契約書
- ② 統一譲渡証明書
- ③ 販売証明書
- ④ ①がない場合は、注文書等
- ⑤ ④がない場合は、資産償却台帳
- ⑥ リース契約書、リース証明書

なお、オンロード車(自動車ナンバーのある車)の場合は、自動車検査証(写し)で可

イ 検査されていることを確認できる書類

建設機械の種類	確認資料
ショベル系掘削機	特定自主検査記録表 ※審査基準日以前1年以内に点検を実施したもの ※新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、不要。
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
締固め用機械 解体用機械	
高所作業車	
ダンプ車	自動車検査証 (電子車検証の場合、自動車検査証記録事項)
移動式クレーン	製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証(様式21号) ※有効期間に審査基準日を含むもの。 自動車検査証 (電子車検証の場合、自動車検査証記録事項)

ウ 自重、容量等を確認できる書類(ショベル系掘削機以外)(例:カタログ等)

※原則として、特定自主検査記録表は不可(明確な記載があれば例外として可)

エ 評価対象は15台までです。

申請する業種コードを左から記入する

技術職員名簿の頁番号を記入すること。(用紙A4)
20005

審査基準日時点での年齢を記入。
申請日時点ではない。

技術職員名簿

監理技術資格者証の交付を受けた者（一級
国家資格者相当の者に限る）で、監理技術
者講習を受けた者は「1」と記入すること。
それ以外の者は、「2」と記載すること。

技術職員を五十音順に並べて記載すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		岩美 利明	S45 年 3 月 3 日	52	8 2 0 1 1 1 3 1 1 0 5 1 1 3 1						第0000444444号	30
2		倉吉 重信	S35 年 1 月 1 日	62	8 2 0 1 0 0 2 2 0 5 0 0 2 2							
3		境港 圭成	S40 年 2 月 2 日	57	8 2 0 1 2 1 4 2 0 2 2 2 1 2							
4		智頭 司	S61 年 6 月 6 日	35	8 2 0 1 1 1 3 1 2 3 1 3 3 1							7
5	○	三朝 久美子	H5 年 7 月 7 日	28	8 2 0 1 1 1 3 1 2 3 1 9 6 2						第0000333333号	7
6		八頭 虎子	S50 年 4 月 4 日	46	8 2 0 1 1 1 3 1 2 3 0 6 4 2						第0000111111号	15
7	○	若桜 健志	S55 年 5 月 5 日	41	8 2 0 1 2 1 4 2 0 5							
8		年 月 日	年 月 日		8 2							
10		年 月 日	年 月 日		8 2							

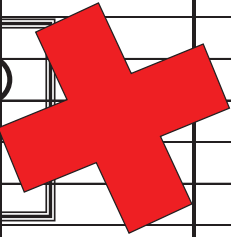
審査対象年度に新規に技術職員となった職員に○を記入すること。

監理技術者資格者証の交付を受けた者について番号を記入すること。
審査基準日時点で有効期限が未到来のもの。
加点可能な期間は講習を受けた日の翌年から5年間。

審査基準日から遡って雇用期間が6ヶ月を超えない者は記入しないこと。6か月を超えるとは6か月と1日以上ということです。
例) 9月30日が審査基準日の場合
→同年の4月1日に入社した技術職員は計上できない。(4月1日入社の場合は、10月1日以降の審査基準日から計上可能)

◆技術者1人につき2業種のみ申請可。(2業種の考え方)
○ 1つの資格から2業種選択でもOK
例: 1級土木施工管理技士(113) → 土木工事業(01)、とび・土工事業(05)
○ 2つの資格から1業種ずつ選択でもOK
例: 1級土木施工管理技士(113)、1級建築施工管理技士(120) → 土木工事業(01)、建築工事業(02)
× 2つの資格から1業種選択はダメ
例: 2級管工事施工管理技士(230)、配管・配管工(1級)(176) → 管工事業(09)
※経審を受ける業種の中で、選択しない業種が出て可。
※入札参加資格者台帳に未記載で新たに監理技術者を補佐する資格を有する者(005)を追記する場合は技士補の合格証に加え、主任技術者になることのできる資格の合格証の写しも提示が必要です。
またキャリアアップ技能者レベル3(703)レベル4(704)については、能力評価(レベル判定)結果通知書(写)の添付が必要です。

間違いの多い例
■「講習受講」の欄が空欄となっている
■1人で同じ業種コードが2度選択されている
■資格に対応しない業種が選択されている
■経審を受審しない業種が選択されている
■005(監理技術者補佐)、099(その他資格)が主任技術者資格のある業種以外を選択している。



【参考】

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
舗装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		

■CPD認定団体ごとに決められた数値により計算を行う
上限30(計算後の点数)
(計算式、単位数はCPD認定団体一覽参照)

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- 1 この名簿は、 「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

【経審】業種別技術職員コード表 3/3

コード		建設業の種類																																		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
職業能力開発促進法 ※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験	194	熱絶縁施工（1級）																																		
	294	熱絶縁施工（2級）																																		
	195	※6	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																	
	295	※6	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																	
	196	造園（1級）																																		
	296	造園（2級）																																		
	197	防水施工（1級）																																		
	297	防水施工（2級）																																		
	198	さく井（1級）																																		
	298	さく井（2級）																																		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
061	地すべり防止工事					1	1																					1								
040	基礎くい工事					2	2																													
062	建築設備士									1	1																									
063	計装									1	1																									
060	解体工事																																		2	
064	登録電気工事基幹技能者									3																3										
	登録橋梁基幹技能者	※9					3					3																								
	登録造園基幹技能者																										3									
	登録コンクリート圧送基幹技能者						3																													
	登録防水基幹技能者																						3													
	登録トンネル基幹技能者	※9						3																												
	登録建設塗装基幹技能者																					3														
	登録左官基幹技能者							3																												
	登録機械土工基幹技能者							3																												
	登録海上起重基幹技能者	※9																							3											
	登録PC基幹技能者								3																											
	登録鉄筋基幹技能者																																			
	登録圧接基幹技能者																																			
	登録型枠基幹技能者							3																												
	登録配管基幹技能者												3																							
	登録鷹・土工基幹技能者								3																											
	登録切断穿孔基幹技能者								3																											
	登録内装仕上工事基幹技能者																							3												
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													3						
	登録エクステリア基幹技能者							3		3			3																							
	登録建築板金基幹技能者												3									3														
	登録外壁仕上基幹技能者	※9						3																3	3											
	登録ダクト基幹技能者													3																						
	登録保温保冷基幹技能者																																			
登録グラウト基幹技能者								3																												
登録冷凍空調基幹技能者													3																							
登録運動施設基幹技能者								3																												
登録基礎工基幹技能者								3																												
登録タイル張り基幹技能者															3																					
登録標識・路面標示基幹技能者	※9								3																											
登録消火設備基幹技能者																																				
登録建築大工基幹技能者													3																							
登録硝子工事基幹技能者																																				
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する	※7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	※7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当	※8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

- ※1 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- ※2 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」とするものに限られます。
- ※3 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- ※4 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- ※5 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目を「木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業、鋼橋塗装作業」とするものに限られます。
- ※6 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

※7 認定能力評価基準の導入について

令和2年4月1日から、建設キャリアアップシステムの運用により、建設技能者がレベル1～4に判定されることから、「登録基幹技能者」と同等のレベルと評価されるレベル4（704）の建設技能者には3点、「技能士1級」と同等と評価されるレベル3（703）の建設技能者には2点が付与されます。
算出におけるレベル4（704）技能者又はレベル3（703）技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類に計上します。

確認資料として、能力評価（レベル判定）結果通知書を郵送又は電子メールまたは電子申請システムへファイルを添付してください。

評価基準名	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎くい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張りの技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

【参考】<能力評価（レベル判定）結果通知書>

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を **技能者レベル** として認定します。

【申請者氏名】 **建設 太郎**

【技能者ID】 **1234567890123**

【生年月日】 **2000**年**03**月**01**日

【職種(呼称)】 **技能者**

【評価年月日】 **2019**年**12**月**01**日

【評価結果】 **レベル**

2019年12月01日

建設 技能者能力評価実施機関

※8 建設業法第7条第2号のイまたはロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和47年3月8日建設省告示第352号）の第3号に該当するのは、下記の場合をいい、ここにあげた資格以外は認められません。

1 下表の要件に該当し、実務経験の期間を緩和した場合。

A	B	要件及び緩和措置
土木工事業	とび・土工、しゅんせつ、水道施設及び解体工事業	A欄の工事業とそれに対応するB欄のうちいずれかひとつの工事業の経験が併せて12年以上あり、そのうちB欄の当該工事業の経験が8年を超える場合、B欄の当該工事業の有実務経験者に認定する
建築工事業	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁及び解体工事業	
とび・土工工事業	解体工事業	
解体工事業	とび・土工工事業	
大工工事業	内装仕上工事業	
内装仕上工事業	大工工事業	

★ 振替の条件（両方を満たす必要）

申請業種が8年を超える実務経験が必要

申請業種の実務経験+振替する業種の実務経験が12年以上

2 専修学校（所定学科）卒業後5年以上の実務経験を有する場合、または専修学校（所定学科）卒で専門士または高度専門士の称号を付与されてから3年以上の実務経験を有する場合

法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）

《建設業の種類別指定学科》

○学校教育法による高等学校及び専修学校の専門課程（卒業後実務経験が5年必要）

○同法による大学・高等専門学校及び専修学校の専門課程（専門士又は高度専門士を称するもの）（卒業後実務経験が3年必要）

許可を受けよう	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業 管工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

（注）法第7条第2号イ該当（指定の学科卒+実務経験有）の技術者については、卒業証明書、称号授与書（写し）を提示のうえ実務経験証明書（5年又は3年）を提出してください。

※9 登録基幹技能者講習修了証に「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載があることが必要です。

講習終了証 記載例

（表面）

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名
(生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類： 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日
（登録基幹技能者講習実施機関の名称） 印
（登録番号 第 番）

この記載がある場合のみ加算対象

修了年月日は審査基準日より前

（裏面）

備考	

【経審】資格別技術職員コード表 1/4 (資格から該当する業種を調べたいときはこちらを利用してください。)

コード	資格区分	資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
			1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)			
建設業法	001	法第7条第2号 イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	大学・短大・高専卒：3年、高卒：5年 ※専門学校、大学院は該当しません。			○	実務経験のある業種	卒業証明書 称号授与書 実務経験証明書
	002	法第7条第2号 ロ 該当 (10年の実務経験)	10年			○		
	003	法第15条第2号 ハ 該当 (同号イと同等以上)				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	004	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上)				○		
005	監理技術者補佐 ①主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者 ・1級建設機械施工管理技士補 ・1級土木施工管理技士補 ・1級建築施工管理技士補 ・1級電気工事施工管理技士補 ・1級管工事施工管理技士補 ・1級電気通信工事施工管理技士補 ・1級造園施工管理技士補 ②監理技術者となる資格を有する者			4点		監理技術者を補佐する者として 配置可能な業種のみ (詳しい対象工種については 「経営事項審査の主な改正事項」 をご確認ください)	①第一次検定の合格を証明する書面の写し及び主任技術者要件を満たしている事が確認できる資料 ②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は管理技術者要件を満たしていることが確認できる資料	
111	1級建設機械施工管理技士				○		土と舗	合格証明書
212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)					○	土と舗	資格証
113	1級土木施工管理技士		3年			○	土と石鋼舗し塗水解 (注1)	
11H	1級土木施工管理技士補		3年			○	左屋夕防防絶井清	
214	2級土木施工管理技士	土 木	5年			○	左と石屋夕筋し防絶井水清解	
21J	2級土木施工管理技士補	土 木	5年			○	左と石屋夕筋し防絶井水清解	
215	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装	5年		○	塗	
21K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装	5年		○	左と石屋夕筋し防絶井水清解	
216	2級土木施工管理技士	薬液注入	5年			○	と	
21L	2級土木施工管理技士補	薬液注入	5年			○	左と石屋夕筋し防絶井水清解	
120	1級建築施工管理技士		3年			○	建大左と石屋夕鋼筋板力塗防内絶具解 (注1)	
120C	1級建築施工管理技士補		3年			○	機水消清	
221	2級建築施工管理技士	種別	建築	5年		○	建解 (注1)	
222			躯体			○	大と夕鋼筋解 (注1)	
223			仕上げ	5年		○	左と石屋板力塗防内機絶具水消清	
22D				5年		○	大左と石屋夕筋板力塗防内機絶具水消清	

【経審】資格別技術職員コード表 2/4 (資格から該当する業種を調べたいときはこちらを利用してください。)

	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)		
建設業法	127	1級電気工事施工管理技士		○			電	合格証明書 資格証
			3年			○	機消	
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年			○	機消	
	228	2級電気工事施工管理技士			○		電	
			5年			○	機消	
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年			○	機消	
	129	1級管工事施工管理技士		○			管	
			3年			○	筋し板機絶井具水消清	
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年			○	筋し板機絶井具水消清	
	230	2級管工事施工管理技士			○		管	
			5年			○	筋し板機絶井具水消清	
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年			○	筋し板機絶井具水消清	
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○		通	
建設業法	133	1級造園施工管理技士			○		園	
			3年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清	
	13D	1級造園施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清	
	234	2級造園施工管理技士			○		園	
			5年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清	
	23E	2級造園施工管理技士補	5年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清	
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋夕鋼内	合格証明書 資格証
	238	2級建築士			○		建大屋夕内	
	239	木造建築士			○		大	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」を除く）		○			土と電舗しゅ園解（注1）	登録証
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		○			土と電鋼舗しゅ園解（注1）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水消	

【経審】資格別技術職員コード表 3/4 (資格から該当する業種を調べたいときはこちらを利用してください。)

	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)		
電気 工事士法	155	第1種電気工事士			○		電	免状
	256	第2種電気工事士	3年			○		
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)	5年			○	電	免状
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	資格者証
	235	工事担任者 (注2)	3年			○	通	
水道法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)	1年			○	電	免状
消防法	168	甲種 消防設備士			○		消	免状
	169	乙種 消防設備士			○			
職業能力 開発促進法	171	建築大工 (1級)			○		大	合格証書
	271	建築大工 (2級)	3年			○		
※職業能力 開発促進法 の規定に係 る2級技術 検定の合格 後に必要な 実務経験は、 3年。 平成15年 以前の合格 者は1年	164	型枠施工 (1級)			○		大と	
	264	型枠施工 (2級)	3年			○		
	172	左官 (1級)			○		左	
	272	左官 (2級)	3年			○		
	157	とび・とび工 (1級)			○		と解	
	257	とび・とび工 (2級)	3年			○		
	173	コンクリート圧送施工 (1級)			○		と	
	273	コンクリート圧送施工 (2級)	3年			○		
	166	ウェルポイント施工 (1級)			○		管	
	266	ウェルポイント施工 (2級)	3年			○		
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)			○		管	
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (2級)	3年			○		
	175	給排水衛生設備配管 (1級)			○		管	
	275	給排水衛生設備配管 (2級)	3年			○		
	176	配管・配管工 (1級) (注3)			○		管	
	276	配管・配管工 (2級) (注3)	3年			○		
	170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)			○		屋根板	
	270	建築板金「ダクト板金作業」 (2級)	3年			○		
	177	タイル張り・タイル張り工 (1級)			○		タ	
	277	タイル張り・タイル張り工 (2級)	3年			○		
	178	築炉・築炉工・れんが積み (1級)			○		タ	
	278	築炉・築炉工・れんが積み (2級)	3年			○		
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (1級)			○		石タ	
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (2級)	3年			○		
	180	石工・石材施工・石積み (1級)			○		石	
	280	石工・石材施工・石積み (2級)	3年			○		
	181	鉄工・製罐 (1級) (注4)			○		鋼	
	281	鉄工・製罐 (2級) (注4)	3年			○		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級) (注5)			○		筋	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級) (注5)	3年			○		
	183	工場板金 (1級)			○		板	
	283	工場板金 (2級)	3年			○		
	184	板金・建築板金・板金工 (1級) (注6)			○		屋根板	
	284	板金・建築板金・板金工 (2級) (注6)	3年			○		
	185	板金・板金工・打ち出し板金 (1級)			○		板	
	285	板金・板金工・打ち出し板金 (2級)	3年			○		
	186	かわらぶき・ストレート施工 (1級)			○		屋	
	286	かわらぶき・ストレート施工 (2級)	3年			○		
	187	ガラス施工 (1級)			○		ガ	
	287	ガラス施工 (2級)	3年			○		

【経審】資格別技術職員コード表 4/4 (資格から該当する業種を調べたいときはこちらを利用してください。)

	コード	資格区分	資格取得後、 指定学科卒業後、 合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
				1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)			
職業能力 開発促進法 ※職業能力 開発促進法 の規定に係 る2級技術 検定の合格 後に必要な 実務経験は、 3年。 平成15年 以前の合格 者は1年。	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)【塗装(〇〇塗装)を含む】(注7)			○		塗	合格証書	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)【塗装(〇〇塗装)を含む】(注7)	3年			○			
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)【塗装(〇〇塗装)を除く】				○			
	289	建築塗装・建築塗装工(2級)【塗装(〇〇塗装)を除く】	3年			○			
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)				○			
	290	金属塗装・金属塗装工(2級)	3年			○			
	191	噴霧塗装(1級)				○			
	291	噴霧塗装(2級)	3年			○			
	167	路面標示施工				○			
	192	畳製作・畳工(1級)				○			内
	292	畳製作・畳工(2級)	3年			○			
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)				○			
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	3年			○			
	194	熱絶縁施工(1級)				○			絶
	294	熱絶縁施工(2級)	3年			○			
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)(注8)				○			具
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)(注8)	3年			○			
	196	造園(1級)				○			園
	296	造園(2級)	3年			○			
	197	防水施工(1級)				○			防
297	防水施工(2級)	3年			○				
198	さく井(1級)				○	井			
298	さく井(2級)	3年			○				
その他	061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証	
	040	基礎ぐい工事(基礎施工士)				○	と	合格証明書又は認定書	
	062	建築設備士	1年			○	電管	登録証	
	063	計装	1年			○		合格証書又は登録書	
	060	解体工事施工技士				○	解	合格証明書又は登録証又は資格者証	
	064	基幹技能者(注10)			3点		該当工種(別記参考資料参照)	講習修了証	
	703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者				○	該当工種(業種別資格コード表※7)	能力評価(レベル判定)結果通知書	
	704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者			3点		該当工種(業種別資格コード表※7)		
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第4号該当(注9)	専門学校卒で高度専門士・専門士の称号付与の場合:3年 専門学校卒:5年				○	該当工種	注3にて記載	

- 注1: 解体工事について、平成27年度までの合格者は資格と別に解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要です。
- 注2: 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者。
- 注3: 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- 注4: 鉄工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- 注5: 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- 注6: 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- 注7: 塗装: 昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目を「木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業、鋼橋塗装作業」とするものに限られます。
- 注8: 土木: 昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- 注9: 専門学校卒業の方は「卒業証明書」を提示してください。また、高度専門士・専門士の方は卒業証明書のほかに「称号が確認できる証明書」も提示してください。なお、必要に応じて「実務経験証明書(様式9号)」等の提出を求める場合があります。(業種別資格コード表※8)
- 注10: 基幹技能者として加点されるためには建設業法施行規則で設けられた登録基幹技能者講習実施機関で実施された講習を終了した者に限られます。登録基幹技能者講習修了証に「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載がある必要があります。(業種別資格コード※9)

実務経験証明書の取扱いについて

- ① 証明者が建設業許可を有している(いた)場合を除き、証明の内容を確認する書類として、工事内容(業種・工種)がわかる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し(直近3年間について各1年につき1件の計3件)を添付。
- ② 証明者は被証明者である法人の代表者又は個人の事業主とする。
※正当な理由により、この方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、上司)の証明を得ること。それも困難な場合及び本人が個人の事業主である場合は、本人の証明を認める(証明すべき者との関係が疎遠である等の理由は認めない。)
- ③ 証明者は確認書類が添付できない場合は、原則として実務経験を認めない。
- ④ 電気工事士、消防設備士等他法令で資格の保有が義務付けられている工種は実務経験は認めない。

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A 4)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、 工事にし、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 ○○年 ○月 ○日

証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可業種、許可年月日を記入する。

(例)
鳥取県知事許可第0000号
造園工事業、平成2年5月13日許可

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。

鳥取市東町1-220
株式会社鳥取組

証 明 者 代表取締役 鳥取 太郎 印

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入する。

被証明者との関係 社員

技術者の氏名	県土保	生年月日	昭和40年1月1日	使用された期間	平成4年 4月から 平成26年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社鳥取組				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	森田邸造園工事 他			H16年 2月から H17年 1月まで	
〃	中田邸造園工事 他			H17年 2月から H18年 1月まで	
〃	堀田邸造園工事 他			H18年 2月から H19年 1月まで	
〃	石田邸造園工事 他			H19年 2月から H20年 1月まで	
〃	県土公園植栽工事 他			H20年 2月から H21年 1月まで	
〃	総務ビル屋上緑化工事 他			H21年 2月から H22年 1月まで	
〃	向田邸造園工事 他			H22年 2月から H23年 1月まで	
〃	鳥取ビル外構植栽工事			H23年 2月から H23年 5月まで	
工事係長	建設業公園設備工事			H23年 5月から H23年 11月まで	
〃	山田邸造園工事			H23年 12月から H24年 1月まで	
〃	技術公園景石工事			H24年 2月から H24年 6月まで	
〃	藤田ビル外構植栽工事			H24年 6月から H24年 9月まで	
〃	谷田邸造園工事			H24年 10月から H24年 12月まで	
〃	原田邸造園工事			H25年 1月から H25年 4月まで	
〃	入札公園設備工事			H25年 4月から H26年 3月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 (例)平成○年○月 会社解散のため 平成○年○月 事業主死亡のため 等			合計 満 10年 2月	

実際に雇用されていた期間を記入する。下請のような雇用関係にならない工事は実務経験にならない。

10年の実務経験の場合、古いものから7年間は、1年ごとにまとめて記載できる。

直近3年間の工事については、1カ月ごと(工期が1カ月を超える場合は1工事ごと)に記載する。
また証明者が建設業許可を有していない場合は、証明する直近3年間の各年度から1件ずつ計3件契約書等の写しの添付が必要となる。
会社が解散して書類がない場合でも取引先、発注者から写しをもらうこと。

実務経験年数は重複しないこと(合計年数に重複計上しない。)

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

《実務経験要件の緩和について》

実務経験要件の緩和とは、実務経験による資格取得として通常10年の経験を要するところ、技術的に共通性がある業種からの実務経験年数の振り替えを認め、実質的に実務経験年数が短縮されることです。

1 実務経験の振り替えが可能な業種

(1) 一式工事から専門工事への実務経験振り替え

経験年数を振替 する業種		申請業種
土木一式	⇒	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※矢印の方向にのみ振り替え可。右枠内の業種間での振り替えは不可

(2) 専門工事間での実務経験振り替え

大工	⇔	内装仕上
とび・大工	⇔	解体

※双方向で振り替え可

2 実務経験年数振り替えの条件 (両方を満たすこと)

申請業種→8年を超える実務経験が必要

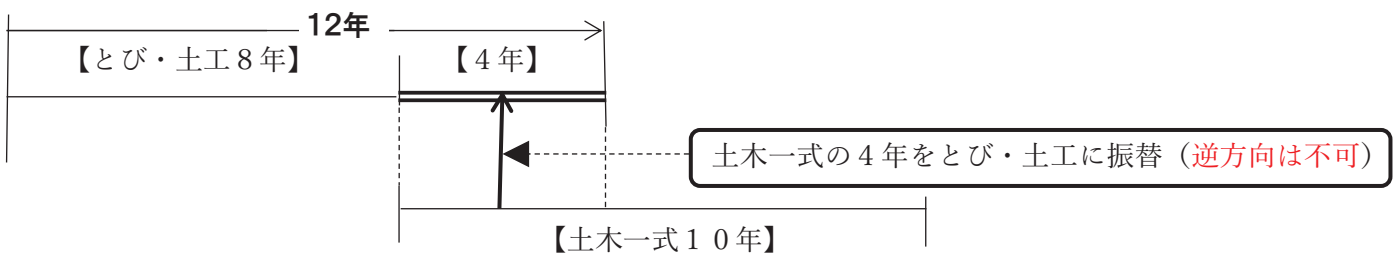
申請業種の実務経験+振り替えする業種の実務経験=12年以上

3 実務経験要件の緩和の効果

(例1) 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合→最大2年の期間短縮

土木一式で10年の実務経験、とび・土工で8年の実務経験 (計18年)

→土木一式の実務経験4年をとび・土工工事に振り替えすることで要件緩和成立

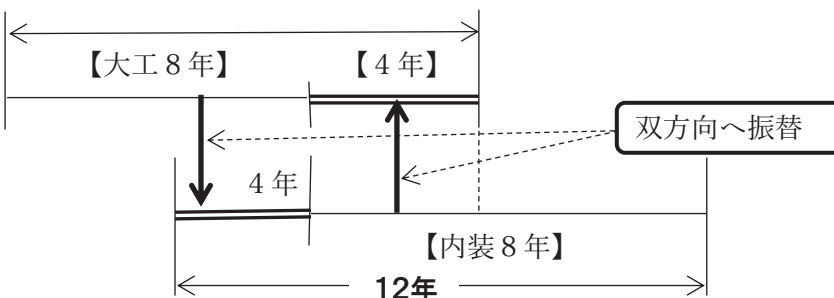


《土木一式工事 (コード002)、とび・コンクリート工事 (コード099)》

(例2) 専門工事間での実務経験振替の場合→最大4年の期間短縮

大工工事で8年の実務経験、内装仕上工事で8年の実務経験 (計16年)

→双方の実務経験4年を双方に振り替えすることで要件緩和成立



《大工工事 (コード099)、内装仕上工事 (コード099)》

別表(五) (主として外国の資格取得者で国土交通大臣が認定した方)

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //

登録

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	舗装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

1級技術者…	法第15条第2号イに該当する者 (5点)
2級技術者…	法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者 (2点)
その他の技術者…	法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者 (1点)
登録基幹技能者講習を修了した者…	建設業法施行規則18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者 (3点)

(参考)

登録基幹技能者（資格コード：064）について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、 登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、 登録PC基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、 登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、 登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、 登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、 登録土工基幹技能者、登録発破・破砕基幹技能者、 登録圧入工基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、 登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。（※1、※2）

※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成30年3月31日以前に修了されている方は、当該実務経験を10年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業（左欄にあるものに限りません。）に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、加点対象とする建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります

該当者がいない場合作成不要

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	鳥取 次郎	S56. 8. 8	22
<p>※主任技術者の資格要件を満たさない、1級技士補（2級資格を持たない者）、2級技士補で、該当者のみ記載すること。 ※基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用があり、雇用期間を特に限定することなく常時</p>			
<p>項番49「CPD単位取得数」と一致</p>			
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			22
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			59
CPD単位総計(①+②)			81

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※建設コンサルタンツ協会の認定プログラムにおいてCPD認定・単位証明を発行するためには研修の主催者（一例：鳥取県建設技術センター等）へ「受講証明書」の発行を依頼し、その後、建設コンサルタンツ協会のシステムを用いて「CPD記録登録証明書」を発行してください。

【参考】告示別表第18 CPD認定団体

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

$$\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{告示別表第18に掲げるCPD認定団体毎の数値}} \times 30$$

※上限は一人につき30とする。
 ※複数の団体で単位取得が認定されている場合は、いずれか1つの団体をもとに算出すること。

(例:全国土木施工管理技士会連合会で認定された場合)

取得を認定された単位 ⇒ 25unitの時

$$25 \times \frac{30}{20} = 37.5 \Rightarrow 30$$

先に計算

審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けた場合

令和 6年 ○月 ○日

該当者がいない場合作成不要

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	境港 圭成	S40. 2. 2	2020年12月1日	○	
2	岩美 利明	S45. 3. 3	2017年5月1日		○
3	八頭 亮子	S50. 4. 4	—	—	
4	三朝 久美子	H5. 7. 7			
5	鳥取 次郎	S56. 8. 8	2019年3月1日	○	
6	日野 昭夫	H7. 9. 9			
合計				6 (人)	2 (人) 1 (人)

審査基準日以前3年間でレベルが向上している場合

技能者レベルの評価を受けていない者については「—」を記載登録のみ（レベル1）では評価対象になりませんが、技能者数には含めます。

項番50「技能者数」と一致

項番50「控除対象者数」と一致

項番50「技能レベル向上者数」と一致

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載要領1について

「技能者」とはいわゆる技能士のことではなく、建設工事の施工に従事した者（施工監理のみに従事したものを除く。）のことをいいます。（作業員名簿に記載されている者等）

認定能力評価基準（キャリアアップ）による評価を受ける者がいない時は作成不要。

記入例

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した社のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

—地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県 知事

令和7年 4月 8日

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

「鳥取県知事」を記入。
不要のものを消すこと。

通番	氏名	生年月日
1	倉吉 重信	S35. 1. 1

技術職員名簿(2005帳票)の
通番を記入。

技術職員名簿(2005帳票)に記載した者のうち、審査基準日時点において高齢者雇用安定法に定める高齢者である60歳以上65歳以下の職員について、継続雇用制度の対象者となっている者を抽出して記入。
社内の定年が65歳である等諸事情は考慮しなくてよい。

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別記2の記載と統一すること。

【記載例】 職 員 調 査 書

技術職員

番号	月給の別	氏名	生年月日	現住所	採用年月日	法令による免許等 (有資格区分コード)	雇用保険の有無	厚生年金保険の有無	健康保険の有無	備考
1	() 月	サカイ コウイチロウ 境 港市郎	S.....	〇〇市△△町...	S.....	113	雇用主	〇	〇	代表取締役
2	() 月	コオガ シロウ 郡家 次郎	S.....	□□郡△△町...	S.....	113 120	同居家族	〇	〇	取締役
3	() 日 (210)	クラヨシ サブロウ 倉吉 三郎	S.....	〇〇市△△町...	H.....	112 230 133 196 276	〇	70歳以上	75歳以上	
4	() 月	ヨナゴ ハナコ 米子 花子	S.....	〇〇市◇△町...	H.....	002 (01)	〇	〇	〇	役員の場合、記入すること。
5	() 月	オオヤマ シロウ 大山 史郎	S.....	〇〇市◇△町...	H.....	214	〇	〇	〇	
6	() 月	トトリ タロウ 鳥取 太郎	S.....	〇〇市△△町...	R.....	113	〇	〇	〇	雇用期間6ヶ月以下
7	() 月									
8	() 月									加入義務がない場合の理由を必ず記入すること。
9	() 月									実務経験等(001~004,005,099)を記入する場合は、必ず下に、()書きで実務経験業種コードを記入すること。
10	() 月									採用の日から審査基準日までの期間が6ヶ月以下の場合はその旨を備考欄に記載
	計	6 人								

注意事項

- 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員(法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者であるものを含む。)のうち、直前審査の審査基準日に在籍するものを記載すること。
- なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。
- 「月給・日給別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等の欄」には、直前審査の審査基準日における経営事項審査に申請した有資格区分コードを記載すること。この場合、等級の区分(1級・2級、1種・2種等)については、関係職種において同じ資格を有する場合は上位のものを記載し、下位となる資格は記載しないこと。
- 審査基準日(直前の決算日)に在職する技術者について記載すること。
- 平成16年4月以降に2級の技能検定に合格した者が、建設業法上の主任技術者となるためには、3年以上の実務経験が必要であり、実務経験が3年に満たない物は記載しないこと。

【記載例】

職 員 調 査 書

No. 1

その他の職員

番号	月給・日給の別	氏名	生年月日	現住所	採用年月日	雇用保険の有無	厚生年金保険の有無	健康保険の有無	常勤・非常勤の別	備考
1	月 ()	根雨 静子	S.....	〇〇市△△町...	S.....				非常勤	取締役
2	月 ()	岡山 浩二	S.....	〇〇市△△町...	S.....	役員	○	○	常勤	取締役
3	月 ()	広島 健一	S.....	□□郡△△町...	H.....	○	○	○	常勤	
4	日 (205)	山口 玲	S.....	〇〇市〇△町...	H.....	○	○	○	常勤	1級建設業経理事務士
5	月 ()	琴浦 一	S.....	〇〇市◇◇町...	R.....	○	○	○	常勤	2級建設業経理事務士
6	()	建設業にかかわる職員を記載すること。								
7	()									
8	()									
9	()									建設業経理事務士の場合、記入すること。
10	()									
	計	5								

役員の場合、記入すること。

建設業経理事務士の場合、記入すること。

注意事項

- 1 様式第4号に記載した技術職員以外の職員のうち、希望工種の審査基準日に在籍するものを記載すること。
- 2 「月給・日給別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 3 「常勤・非常勤別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を記載すること。
- 4 役員については、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。
- 5 審査基準日(直前の決算日)に在職し、建設業に従事する者について記載すること。
- 6 様式4号に記載しなかった常勤の職員すべてについて記載すること。

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
_____の令和____年____月____日から令和____年____月____日までの
第_____期事業年度における計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されらものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認の対象
となる決算期の期間と期を記入。

様式第2号を提出する場合は、インターネットで同時にダウンロードされる「別添」も添付すること。

商号または名称
所属・役職

氏名

印

自社の常勤職員のうち、以下の資格を持つ者が記入し、その者が印を付す。

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②1級登録経理試験に合格した年度の翌年度開始日から基準日時点で5年経過していない者
- ③1級登録経理講習を受講した年度の翌年度開始日から基準日時点で5年経過していない者

以上

会計参与報告

〇〇株式会社会計参与〇〇〇〇 印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

〇〇株式会社取締役会御中

〇〇 監査法人

公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・について、・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・について、・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

記載例

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和5年11月1日から令和6年10月31日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

—地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県 知事 殿

令和〇年〇月〇日

建設キャリアアップシステム事業者ID

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 ●●●●●●●●●●
商号又は氏名 ●●●●●●●●●●
代表者氏名 ●●●●●●●●●●

申請区分 **1** (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		50件
措置未実施工事	軽微な工事	20件
	災害応急対策	件
合 計		50件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。措置未実施工事を除いて**公共工事のみ請け負った場合は「1」を記入する。**
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

- 1 審査基準日が令和5年8月14日以降の申請にて適用されます。
- 2 国内で請け負った工事について、件数を記入します。
海外での工事及び下請け工事は対象となりません。
- 3 申請区分は」項番54に記載した内容と同じ番号に○をつけます。
- 4 措置対象外工事となる工事（「軽微な工事」「災害応急対策」）でも当該措置を実施した場合は「措置対象工事」に件数を計上してください。
- 5 「軽微な工事」「災害応急対策」式の概要は記載要領5、6参照。

詳しい内容については別記の「経営事項審査の主な改正事項」をご確認ください。